

(仮称) 松前北部風力発電事業に係る環境影響評価書に関する 環境の保全の見地からの意見

平成24年8月17日付け経済産業省資源エネルギー庁長官宛

I 総括的事項

- 1 評価書の作成に当たっては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「発電所主務省令」という。）及び「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」（平成24年6月6日経済産業省資源エネルギー庁長官）を踏まえるとともに、地域特性に十分配慮すること。
- 2 環境影響評価の項目及び調査の手法の選定については、発電所主務省令別表第5及び別表第10に基づき、その選定した理由及び選定しなかった理由について具体的に記載すること。その上で、大気質、騒音、水質、動植物等について必要な予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- 3 風力発電施設、変電施設、現場事務所、蓄電設備、取付道路、土捨場などの設置に伴う土地の改変場所や面積を具体的に示した上で、対象事業実施区域を設定し、工事の期間、工程、建設工事における使用資機材並びに作業車両の種類、規格、台数及び通行経路について評価書に記載すること。併せて、施設・設備の構造、仕様書の詳細についても評価書に記載すること。
- 4 工事の実施に伴う影響要因については、発電所主務省令別表第5に基づき工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響について調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- 5 既に稼働している他の風力発電施設についての課題や対応策などに関する情報を可能な範囲内で収集し、その結果を評価書に活かすよう努めること。
- 6 事後調査の内容が十分ではないことから、発電所主務省令第17条に基づき再検討を行い、評価書に記載すること。
- 7 評価書の作成に当たっては、提出された意見を十分に検討するとともに、各種データや評価の根拠となる数値等を具体的に記載するなど、分かりやすい内容となるよう努めること。
- 8 事業計画や環境調査、工事内容等に関する情報については、地域の意向を十分踏まえて地域住民や松前町に対し、積極的に情報公開や説明に努めること。

II 個別的事項

1 大気環境

- ① 風力発電機の騒音・低周波音の環境保全措置については、稼働時間や設置場所などを含め、影響が回避・低減されているかどうかについて再検討し、その結果を評価書に記載すること。
- ② 騒音・低周波音の予測対象時期を風力発電機が稼働する時点としているが、影響が最大となる時期について明らかにした上で予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ③ 低周波音については、一部の地点で現況からの増加が認められる。低周波音に係る最新の知見を踏まえ、その増加分を回避・低減するために必要な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。
- ④ 茂草地区は風車からの距離が近く、風車の設置箇所が崖地の上となっている。特に崖地の上に設置される場合、平地での騒音予測とは違う結果になることがある。地形の影響を考慮して再評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

2 風車の影（シャドーフリッカー）

道路近傍に設置する風車については、風車の影が走行車両に及ぼす影響について予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

3 鳥類

- ① 鳥類については、その調査方法や調査時期が十分ではないことから、鳥類への影響が適切に予測・評価できるよう必要な追加調査を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ② 風力発電機や取付道路などの設置による土地の改変場所や面積が記載されていない。これらについても明らかにした上で、鳥類の生息環境への影響について予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ③ 希少猛禽類については、時間の経過とともにドバトなどが爆音機の騒音に慣れるという事例から、風力発電機の騒音がその生息環境に与える影響は小さいとしているが、希少猛禽類のみならず鳥類全般について、最新の文献を参考として科学的に予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

- ④ 鳥類については、既設の風力発電機の高さや風況ポールの高さなどとの相対比較により飛翔高度を推定するとしているほか、渡り鳥があらかじめ飛翔経路を変えることなどによりバードストライクが生じる可能性は低いとしているが、飛翔高度や飛翔経路の調査方法が十分ではなく、かつ、猛禽類の採餌行動などを考慮していない。最新の科学的知見を基に客観的かつ定量的な予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

4 動物

ほ乳類・両生類・昆虫類などの動物の調査時期は、夏季・秋季のみとしているが、調査時期としては十分ではないことから、ほ乳類等への影響が適切に予測・評価できるよう適期に必要な追加調査を行い、その結果を評価書に記載すること。

5 植物

- ① 植物の調査の時期は春季・夏季のみで、特定植物群落については影響評価がなされていない。植物への影響が適切に予測・評価できるよう適期に必要な追加調査を行うとともに、特定植物群落についての調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ② 土木工事の際には表土を一時的に仮置きし、工事後の施設の覆土として再利用することで、現状の植生の早期回復に努めるとしているが、侵略的外来種の生育域拡大の防止策が記載されていない。侵略的外来種による影響について調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

6 景観

事後調査項目に景観を追加し、風車の設置や地形の改変による周辺環境への影響を調査することとし、これを評価書に記載すること。

7 その他

- ① 発電所主務省令第8条に基づき有識者の助言内容と専門分野を評価書に記載すること。
- ② 発電所主務省令第17条に基づき、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針を評価書に具体的に記載すること。

- ③ 事業の実施に当たっては、関係法令を遵守することはもとより、環境影響評価の結果を踏まえて環境保全についての適切な配慮を行うこと。